

# 韓国知的財産ニュース 2023 年 8 月前期

(No. 492)

発行年月日：2023 年 8 月 22 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、7 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1 - 1 【公布】特許料等の徴収規則の一部改正令（産業通商資源部令第 517 号）
- 1 - 2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123623）
- 1 - 3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123748）
- 1 - 4 【立法予告】「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」の一部改正令（案）（特許庁公告第 2023-212 号）
- 1 - 5 日・米と協力して「PPH 改善政策」を施行する

### 関係機関の動き

- 2 - 1 「2023 青少年発明フェスティバル」が開幕する
- 2 - 2 韓国特許庁と防衛事業庁の協力を通じて軍の難題を解決する
- 2 - 3 「2023 青少年発明記者団フェスティバル」が開催される

### 模倣品関連および知的財産権紛争

- 3 - 1 韓国特許庁、東大門偽物市場を集中的に取り締まる

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4 - 1 第 8 回ハングル優秀商標選定大会の応募作受付を開始する

### その他一般

- 5 - 1 韓国特許庁、1999 年世界初電子出願を施行…昨年電子出願の割合 98.8%

法律、制度関連

産業通商資源部令第517号

特許料等の徴収規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2023年8月1日

産業通商資源部長官

### 特許料等の徴収規則の一部改正令

特許料等の徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

3. 「特許法」第52条による分割出願料

イ. 1回：特許権の新規出願料に当たる金額

ロ. 2回：特許権の新規出願料に当たる金額の2倍

ハ. 3回：特許権の新規出願料に当たる金額の3倍

ニ. 4回：特許権の新規出願料に当たる金額の4倍

ホ. 5回以上：特許権の新規出願料に当たる金額の5倍

第2条第1項第7号中「14万3千ウォン」を「16万6千ウォン」に、「4万4千ウォン」を「5万1千ウォン」に改め、同条第2項第2号ニ目を次のように改める。

ニ. イ目からハ目まで以外の理由による場合：1件当たり4万ウォン

第5条第1項第1号イ目本文中「6万2千ウォン」を「5万2千ウォン」に改め、同目ただし書中「20個」を「10個」とし、同号ロ目本文中「7万2千ウォン」を「6万2千ウォン」に改め、同目ただし書中「20個」を「10個」とし、同号ハ目本文中「5万6千ウォン」を「4万6千ウォン」に改め、同目ただし書中「20個」を「10個」とし、同号ニ目本文中「6万6千ウォン」を「5万6千ウォン」に改め、同目ただし書中「20個」を「10個」とし、同項第6号イ目1)中「6万2千ウォン」を「5万2千ウォン」に改め、同目2)本文中「20個」を「10個」とし、同号ロ目1)中「7万2千ウォン」を「6万2千ウォン」に改め、同目2)本文中「20個」を「10個」とし、同項第7号の2イ目1)中「6万2千ウォン」を「5万2千ウォン」に改め、同目2)本文中「20個」を「10個」とし、同号ロ目1)中「7万2千ウォン」を「6万2千ウォン」に改め、同目2)本文中「20個」を「10個」とする。

第5条第2項第1号本文中「21万1千ウォン」を「20万1千ウォン」に、「20個」を「10個」に改め、同号ただし書中「13万2千ウォン」を「12万2千ウォン」に、「20個」を「10個」に

改め、同項第2号中「21万1千ウォン」を「20万1千ウォン」に、「20個」を「10個」に改め、同項第3号イ目本文中「31万ウォン」を「30万ウォン」に、「20個」を「10個」に改め、同目ただし書中「19万4千ウォン」を「18万4千ウォン」に、「20個」を「10個」に改め、同号ロ目本文中「34万ウォン」を「33万ウォン」に、「20個」を「10個」に改め、同目ただし書中「21万3千ウォン」を「20万3千ウォン」に、「20個」を「10個」に改め、同項第4号ニ目を次のように改める。

ニ. イ目からハ目まで以外の理由による場合：1件当たり4万ウォン

第5条第3項第1号イ目1)ただし書中「20個」を「10個」とし、同号ロ目1)ただし書中「20個」を「10個」とし、同目2)中「27万ウォン」を「26万ウォン」に改める。

別表1の第1年から第3年までの金額欄中「1万5千ウォン」を「1万3千ウォン」に、「1万3千ウォン」を「1万2千ウォン」に改め、同表第4年から第6年までの金額欄中「4万ウォン」を「3万6千ウォン」に、「2万2千ウォン」を「2万ウォン」に改め、同表第7年から第9年までの金額欄中「10万ウォン」を「9万ウォン」に、「3万8千ウォン」を「3万4千ウォン」に改め、同表第10年から第12年までの金額欄中「24万ウォン」を「21万6千ウォン」に、「5万5千ウォン」を「4万9千ウォン」に改め、同表第13年から第25年までの金額欄中「36万ウォン」を「32万4千ウォン」に、「5万5千ウォン」を「4万9千ウォン」に改める。

別表4第1号の免除対象特許料、登録料及び手数料欄中「10件」を「5件」に改める。

## 附 則

第1条（施行日）この規則は、2023年8月1日から施行する。

第2条（特許料、登録料及び手数料の免除件数の算定に関する適用例）別表4の改正規定は、2024年1月1日以降「特許法」、「実用新案法」又は「デザイン保護法」に基づいて出願されたものから適用する。

第3条（分割出願料及び特許審査請求料に関する経過措置）①この規則の施行前の分割出願の回数は、第2条第1項第3号の改正規定に基づく分割出願の回数算定に含めない。

②この規則の施行前に特許出願をした場合は、第2条第1項第7号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第4条（特許権の移転登録料に関する経過措置）この規則の施行前に特許権の移転登録を申請した場合は、第2条第2項第2号ニ目の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第5条（商標登録料及び商標関連手数料に関する経過措置等）①この規則の施行前に商標登録出願、指定商品追加登録出願又は再審査を請求した場合は、第5条第1項第1号・第6号・第7号の2の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

②この規則の施行前に商標登録・指定商品追加登録を出願したか、存続期間更新登録・移転登録を申請した場合は、第5条第2項第1号から第4号までの改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

③この規則の施行前に商標登録出願をしたか、指定商品追加登録出願をした場合は、第5条第3項第1号の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第6条（特許料に関する経過措置）①この規則の施行前に既に納付した特許料は、この規則に従って納付されたものとみなす。

②この規則の施行前に特許決定の謄本が発送された出願に対する最初3年分の特許料は、別表1の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

③この規則の施行前に第8条第5項又は第8条による納付期間以内に納付しなければならない特許料として、この規則の施行当時にその全部又は一部が納付されていない特許料に対しては、別表1の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

### 改正理由及び主要内容

特許出願を維持するか審査期間を延長するために分割出願を悪用する事例を防止するため、特許権の分割出願料を分割回数に応じて特許権の新規出願料に対し最大5倍まで分割回数をかけた金額に引き上げ、特許出願審査にかかる費用に比べて安い特許審査請求料のため毎年損失が発生していることから、特許審査請求料を16パーセント引き上げる。さらに、特許出願等特許関連権利の設定にかかる費用負担を緩和するため、特許権の移転登録料、商標権の商標登録出願料及び再審査請求の補正手数料等、手数料の基本料をそれぞれ1万ウォンずつ引き下げ、特許保有期間に応じた特許料において特許権設定登録日からの年数に応じた各区間の基本料と加算料をそれぞれ引き下げようとする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

1-2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123623）

議案情報システム（2023.8.2.）

議案番号：2123623

提案日：2023年8月2日

提案者：パク・ジョン議員外10人

## 提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術を保護するために国家コア技術の輸出と海外買収・合併等に対する承認規程を設け、国から研究開発費を支援されて開発した国家コア技術を保有している対象機関がその国家コア技術を外国企業等に売却・移転等の方法により輸出（以下「国家コア技術の輸出」という。）するか、海外買収合併・合弁会社等の外国人投資（以下「海外買収・合併等」という。）を進めようとする場合は、産業通商資源部長官の承認を得るよう規定している。

ところが、最近、主要国間の技術覇権争いが激しくなっている中、韓国の国家コア技術が海外に流出しないようにするには、現在実施中の産業通商資源部長官の承認だけでは不十分であることから、国家コア技術の海外輸出と海外買収・合併に対する管理を一層強化しなければならないとの指摘がある。

したがって、産業通商資源部長官は国家コア技術の輸出と海外買収・合併等に対する承認をする場合、あらかじめ国会の所管常任委員会に報告するようにすることで、国家コア技術に対する保護を一層強化し、国民経済の発展に貢献しようとするものである（案第11条の3新設）。

法律第            号

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第11条の3を次のように新設する。

第11条の3（国会報告）産業通商資源部長官は、第11条による国家コア技術の輸出及び第11条の2による海外買収・合併等に対する承認をする場合、あらかじめ国会の所管常任委員会に報告しなければならない。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1 - 3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2123748）

議案情報システム（2023.8.9.）

議案番号：2123748

提案日：2023年8月9日

提案者：ミン・ヒョンベ議員外9人

### 提案理由及び主要内容

中小企業の営業秘密保護を強化しようと思います。

現行法は、「営業秘密の侵害に対する損害賠償責任」を規定しています。故意又は過失による営業秘密の侵害で営業秘密保有者に損害を与えたら、賠償をしなければなりません。ところが、損害賠償の立証責任を被害者が負うことになっているのが盲点です。大企業との取引過程等において営業秘密を侵害された中小企業等の取引弱者を実質的に保護できていません。

個人と法人の罰金額が同一である部分も問題です。法人の営業秘密侵害行為に対する罰金を強化することで、犯罪への抑止力を高める必要があります。

したがって、営業秘密原本証明書所有者に対する事業提案、入札、公募等の取引の交渉・過程において営業秘密の侵害が発生すれば、相手方に故意や過失があるものと推定しようと思います。加えて、法人の侵害罪に対する罰金額を3倍以上に引き上げました。営業秘密を保有する中小企業への保護を一層強化するためのものです（案第11条後段新設及び案第19条）。

法律第            号

### 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第11条に後段を次のように新設する。

この場合、損害を被った者が原本証明書を発行された者であり、その営業秘密が損害を与えた者との事業提案、入札、公募等の取引交渉又は取引過程において発生したことであるときは、損害を与えた者に故意又は過失があるものと推定する。

第19条本文中「法人又は個人にも」を「法人には当該条文罰金刑の3倍を科し、その個人にも」に改める。

### 附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（損害賠償責任に関する適用例） 第11条後段の改正規定は、この法律の施行後に営業秘密侵害行為が発生する場合から適用する。

1-4 【立法予告】「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」の一部改正令  
(案) (特許庁公告第 2023-212 号)

電子官報 (2023. 8. 11.)

特許庁公告第 2023-212 号

「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」を改正するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2023 年 8 月 11 日

特許庁長

「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」の一部改正令 (案) の立法予告

1. 改正理由

「発明教育の活性化及び支援に関する法律 (以下「発明教育法」という。)」で大統領令に委任した「発明教育センター等の設置・管理、指導教師の運営に必要な事項 (法第 10 条第 5 項)」の施行において現れた一部の不備を改善・補完 (指導教師の長期勤続を支援するための根拠の制定、発明教育に向けた職務研修の実施及び履修、地方自治団体の長の発明教育センター支援根拠の制定) しようとするものである。

2. 主要内容

イ. 発明教育センター等の指導教師の運営等 (案第 9 条、第 9 条の 2)

- 1) 教育長は、発明教育センター等の指導教師が発明教育の担当を引き続き希望すれば、市道教育庁の状況に応じて当該学校及び教育機関での勤務期間を延長できるようにする (案第 9 条)
- 2) 特許庁長及び教育長は、発明教育に必要な職務研修を定期的実施しなければならないが、発明教育センター等に配置された指導教師は、安定的な発明教育センター等の運営及び発明教育能力の向上のために、1 年以内に発明教育に必要な職務研修を受けるようにする (案第 9 条の 2、新設)

ロ. 発明教育センター等の運営の支援根拠 (案第 8 条)

- 1) 特許庁長の運営・支援を規定している条文に地方自治団体の長 (教育長を含む。) も発明教育センター等を支援できるという根拠を一緒に規定することで、市道教育庁が共に遂行している発明教育センター等に対する行政的・財政的支援の根拠を明確にする

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2023年9月20日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）、政府大田庁舎 4 棟 1803 号特許庁産業財産人材課（〒35208）

電子郵便：syleenet@korea.kr

Fax：042-472-3421

### 4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁産業財産人材課（電話 042-481-5187、Fax 042-472-3421）にお問い合わせください。

1-5 日・米と協力して「PPH 改善政策」を施行する

韓国特許庁（2023.7.31.）（8月1日掲載）

日米への進出企業、PPH で 3 か月以内にも特許取得が可能に

韓国特許庁は、7月30日、8月1日火曜日から日本・米国との協力のもと、PPH（特許審査ハイウェイ）※での出願の際、各審査段階でかかる処理期間を平均 3 か月に設定する「PPH 改善政策」を施行すると発表した。PPH の優先審査決定後、早ければ 3 か月以内にも特許取得が可能となり、韓国企業が効果的に知財権戦略を策定し、海外市場に進出する上で役立つものと期待される。

※Patent Prosecution Highway：一国の特許庁から特許の可能性が認められた出願に対し、他国の特許庁が迅速に審査する国際協力プログラム

#### 【「PPH 改善政策」の主な内容】

従来は PPH（特許審査ハイウェイ）で優先審査する場合、最初の審査通知発送を 4 か月以内で管理していたが、この期間を 3 か月以内に縮小して管理することにした。また、出願人が答弁書を提出してから次の審査通知をする期間も 3 か月以内で管理するよう規定を見直した。これを受け、今後、日本・米国・韓国に PPH を申請した出願人は、早ければ優先審査決定後 3 か月以内に特許登録も可能になると期待される。



### 「PPH 改善政策」の概要

目標	変更前	変更後
①期間	4 か月となる最後の日 (特許実用新案審査事務取扱規程第 66 条)	3 か月以内
②期間	規程無し	3 か月以内

①期間：PPH の優先審査決定後、1 次審査通知 (Office Action) ※までの平均期間

※1 次審査通知は、最初の拒絶理由通知、登録決定を含む

②期間：1 次審査通知に対する出願人の答弁書提出期間以降、次の審査通知 (登録/拒絶等最終処分を含む) までの平均期間

#### 【推進背景および期待効果】

PPH 出願の審査時期に対する予測性を高めるために IP5 (五大特許庁) ※間で議論が行われてきており、昨年、日本と米国が「PPH 改善政策」を施行し、各審査段階での処理期間を 3 か月以内に設定した。韓国特許庁も今年 6 月、米韓知財権分野での深化協力業務提携 (MOU) をきっかけにこの政策に積極的に参加することにし、相互主義に基づいてこれと同等のサービスが提供されると予定である。日本・米国・韓国のほかにもさまざまな国が改善政策に加わる場合、グローバル市場を目指す企業が各国の審査時期を予測しやすくなる。これによって、企業は自社の知的財産を体系的に管理し、グローバル市場への進出もより戦略的に推進できるものとみられる。

※五大特許庁：大韓民国特許庁 (KIPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、日本特許庁 (JPO)、欧州特許庁 (EPO)、中国知的財産権局 (CNIPA)

特許庁長は、「今回の改善政策は、特許登録まで予想される期間を韓国市場に参入する外国企業に正確に提供することで信頼を与え、そのような恩恵が米国と日本に出願する韓国企業にもそのまま適用されるものとみられる」とし、「これからも韓国企業がグローバル市場に進出する上で役立つよう、特許分野での国際協力を強化していきたい」と述べた。

#### 関係機関の動き

2-1 「2023 青少年発明フェスティバル」が開幕する

韓国特許庁 (2023. 8. 3.)

独創的なアイデアが溢れる発明の有望株が一堂に会する夏の発明・創造力お祭りが開かれる。大韓民国生徒発明展示会および全国教員発明品コンテストの授賞式とともに、生徒創造力チャンピオン大会や多様な発明体験プログラムも運営される。

韓国特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2023 青少年発明フェスティバル」が8月3日木曜日から5日土曜日まで3日間 KINTEX（京畿道）で開催される。青少年発明フェスティバルは、優秀な発明アイデアを発見し、青少年に発明文化を広めるために開催される韓国最大規模の青少年発明イベントである。今回のイベントでは、「第36回大韓民国生徒発明展示会」、「第25回全国教員発明品コンテスト」の授賞式、展示会とともに「大韓民国生徒創造力チャンピオン大会」の本選大会と授賞式が開かれる予定である。

#### 【第36回大韓民国生徒発明展示会の受賞者】

第36回大韓民国生徒発明展示会には、計5,702件の作品が出品され、187点が受賞の栄誉に浴した。大統領賞には「走行風を利用した移動手段用燃費改善および集塵装置」を出品したキム・ヒョンウ生徒、国務総理賞には「エリム（エレベーターお知らせ）」を出品したファン・ユンチャン生徒と「持ち運びやすい書道筆の万能蓋」を出品したユン・ハジン生徒が選ばれた。

#### 【第25回全国教員発明品コンテストの受賞者】

第25回全国教員発明品コンテストでは、「学習者の彩色と配色の悩みを軽減させる賢いパレット」を出品したハ・ウヨン先生が金賞（教育部長官賞）を受賞した。

#### 【大韓民国生徒創造力チャンピオン大会およびその他のイベント】

イベントの期間中、全国の小・中・高校生がチームを組んで創造力を競う大韓民国生徒創造力チャンピオン大会の本選大会が開かれ、イベント最終日の8月5日土曜日に授賞式が行われる。また、イベントに参加した生徒、保護者、教員が「創造力バカンス」を楽しめるよう、さまざまな発明体験プログラム※と創造発明教育広報館※※も運営する予定である。

※発明体験プログラム：グラビトラックス、プレイコーディング、発明バスなど

※※創造発明教育広報館：青少年発明家プログラム（YIP）、発明体験教育館、訪問型発明教室、次世代英才企業家教育院など

特許庁長は、「青少年発明フェスティバルは、韓国の未来を導いていく未来のイノベーターに会える場である。青少年が発明経験から得たチャレンジ精神と問題解決力、創造力、協同力を基に未来の創造人材として成長することを願う。より多くの青少年が発明教育の機会を得るよう、特許庁も関心と支援を惜しまないつもりだ」と伝えた。

## 2-2 韓国特許庁と防衛事業庁の協力を通じて軍の難題を解決する

韓国特許庁（2023.8.3.）

## 「海軍艦艇の水中騒音低減」アイデア、特許庁長賞を受賞

韓国特許庁は、8月3日木曜日午前10時、SETEC（ソウル）で開かれる「第7回国防科学技術大祭典」の開幕式で防衛事業庁と共に「ルーンショット（Loon-Shot）プロジェクト※」の一環として行われた「国防難題解決アイデア公募展」（以下「公募展」）の授賞式を開催すると発表した。

※ルーンショットプロジェクト：未来戦場に対する軍の難題について、民間からの公募で画期的・チャレンジングなアイデアと技術を発見・開発するプロジェクト

「海軍艦艇の運航時に水中騒音を低減させる」という課題に対するアイデアを提案したキム・ジュニョンさんとチャン・ドゥヒさんがそれぞれ特許庁長賞と防衛事業庁長賞の受賞者に選ばれた。今年初めて開かれた本公募展は、国民のアイデアで多様な問題を解決するための特許庁のアイデア取引プラットフォームである「アイデア路」から行われた。軍の未来戦場に関する課題について、一般国民部門と産学研（産業界・学界・研究機関）部門に分けてアイデアを募集した。

今年5月から約1か月間、課題を解決できる画期的なアイデアが87件受け付けられ、当該分野の専門家で作る選定評価委員会の評価と先行技術調査を経て、計6件のアイデアが最終受賞作に選ばれた。

### 【「国防難題解決アイデア公募展」の課題別アイデア選定件数】（単位：件）

課題名	部門別選定件数		
	産学研	一般国民	合計
作戦空間で接近物体の精密探知及び敵味方の識別方法	2	1	3
艦艇運航時に水中騒音を画期的に低減させる方法	2	1	3
合計	4	2	6

特許庁長賞には「海軍艦艇のプロペラを騒音吸収材質で製作することで水中騒音を低減させるアイデア」を提案した一般国民部門のキム・ジュニョンさんが、防衛事業庁長賞には「無騒音・無振動の超伝導磁気流体力学（MHD）エンジンを適用するアイデア」を提案した産学研部門のチャン・ドゥヒさんが選定された。

特許庁長は、「国民アイデアのコミュニケーション窓口である『アイデア路』を通じて初めて国防分野の問題点を解決することができた」とし、「これからも国防現場で発生する問題点を国民の画期的なアイデアで解決できるよう積極的に支援していきたい」と述べた。

## 2-3 「2023 青少年発明記者団フェスティバル」が開催される

韓国特許庁 (2023. 8. 10.)

「今年の発明記者」計 12 名授賞…1泊2日「発明キャンプ」も

韓国特許庁は、8月10日木曜日から11日金曜日まで特許庁国際知的財産研修院で「2023 青少年発明記者団フェスティバル」（以下「フェスティバル」）を開催すると発表した。

フェスティバルでは、昨年優秀記事を作成した「今年の発明記者」の授賞式と参加希望者を対象に航空宇宙分野の学習機会を提供する1泊2日の発明キャンプが行われる。

今年の発明記者には、大記者賞（教育部長官賞）にシン・ユジョン生徒、最優秀記者賞（特許庁長賞）にキム・ジュニョン生徒、シン・ジョンフン生徒、クォン・ドウさんが選ばれた。この他にも、優秀記者賞（韓国発明振興会長賞）6名、特別賞（YTN 社長賞、LS 会長賞）2名が選ばれ、計12名の生徒が受賞することになる。

大記者賞を受賞したシン・ユジョン生徒は、「多様な発明について調査して文章で伝えることでやりがいを感じ、これを通じて、誰でも発明で世の中を変えられるということを伝えたい」と受賞の感想を語った。

授賞式の後には、約100人の記者団が参加する1泊2日の発明キャンプが行われる。「私たちの発明、夜空を輝かす！」というスローガンを掲げる今回の発明キャンプは、水ロケットの発射体験や発明クイズゲームなどのレクリエーション、国立中央科学館、韓国航空宇宙研究院の見学などを通じて発明記者団の生徒たちに航空宇宙分野を経験・学習する機会を提供する予定である。

青少年発明記者団は、特許庁が発明と知的財産に興味のある青少年を対象に2005年から19年間運営しており、現在まで4万人以上の発明記者が約2万6,000件の記事を作成した。韓国の小・中・高校生なら誰でも申し込むことができ、毎年3月頃に知的財産アカデミーのウェブサイト ([www.ipacademy.net](http://www.ipacademy.net)) から募集している。

特許庁次長は、「受賞者たちにお祝いと激励を伝えたい」とし、「発明記者団としての活動経験は、今回のイベントのスローガンのように、宇宙を開拓する未来韓国の主人公に成長する上で土台となるだろう」と述べた。

## 模倣品関連および知的財産権紛争

### 3-1 韓国特許庁、東大門偽物市場を集中的に取り締まる

韓国特許庁 (2023. 8. 9.)

41 のブランド計 1, 230 点、200 億ウォン相当を押収

韓国特許庁の商標特別司法警察 (以下「商標警察」) は、8 月 9 日、ソウル東大門の「セビツ市場」(いわゆる「黄色いテント」、「東大門偽物市場」) で集中取り締まり (2023 年 6 月 20 日～21 日) を実施し、ブランド (名品商標) の模倣品 1, 230 点を押収し、これらを販売していた A 氏等卸小売業者 6 人 (5 社) を商標法違反の疑いで在宅送致したと発表した。

【ルイヴィトン・シャネル等 41 のブランド計 1, 230 点 (正規品時価 200 億ウォン相当) 押収】

商標警察によると、A 氏 (男、45 歳) 等の卸小売業者は、セビツ市場一帯の露店で財布やかばんなどの模倣品を販売した疑いが持たれている。商標警察は集中取り締まりを通じて、41 の商標 (ルイヴィトン、シャネル、グッチ、エルメス、ロレックスなど)、14 品目 (財布、かばん、ベルト、腕時計、サングラス、ネックレスなど) 等計 1, 230 点 (正規品価額 200 億ウォン相当) の模倣品を押収した。

【模倣品販売手口の様相: 車のナンバープレートを隠し、タブレット PC を活用して販売】  
A 氏らは、商標法の遵守などを条件にしてソウル中区庁からセビツ市場の占用許可を受けた露店業者であるにもかかわらず、許可条件とは異なる模倣品の販売など不法営業をしてきて、今回の取り締まりで摘発された。模倣品の販売一味は、捜査・取り締まりを逃れるため、黄色いテント外側の道路にワゴン車を駐車し、ナンバープレート黒い布で覆って外部への露出を避けながらテント内側の歩道を利用して模倣品を販売してきたことがわかった。模倣品の販売手口も進化した。かつてはブランドの模倣品を露店に並べたまま営業行為をしていた。最近では、露店には商標のない模倣品の見本を並べ、お客にはタブレット PC などを活用して販売商品の写真を見せた後、ワゴン車に保管していた模倣品を密かに販売する手口に多様化した。

これまでは、ほとんどの場合、特許庁、警察庁、自治体などの捜査機関が取り締まりの際に露店に並べてある少量の模倣品のみを取り締まり、車両に保管されている多量の模倣品までは取り締まれない場合が多かった。しかし、今回は、商標警察が 3 か月以上追跡し、A 氏など模倣品販売者の個人情報や所有財産などを特定した後、5 社に対して同時に

押収令状を取得することで販売露店と倉庫として活用される車両まで集中的に取り締まった。

商標警察によると、セビツ市場で模倣品を販売する商人は零細な露天商に見えるが、実際は販売価額の70%（被疑者陳述）に当たる高収益を現金で着服している企業型不法事業者として、感染症のエンデミック以降外国人観光客が増加するにつれ、彼らの犯罪利益はさらに高くなるものと予想される。

特許庁の商標特別司法警察課長は、「韓国は商標五庁（TM5）に属する知的財産先進国である。これまで国際社会での韓国の知財権保護水準を高めようと持続的に取り組んできたのに対し、黄色いテント（偽物市場）の存在は韓国の地位を大きく落とすものだ」とし、「東大門一帯を模倣品ではなく、Kブランド商品で代替することを自治体に呼び掛ける一方、特許庁は捜査力を集中させ、模倣品の流通を厳しく取り締まる予定だ」と述べた。

## デザイン（意匠）、商標動向

### 4-1 第8回ハングル優秀商標選定大会の応募作受付を開始する

韓国特許庁（2023.8.7.）

トウィサニャン、ビビゴの跡を継ぐハングル優秀商標を探します

韓国特許庁は、8月7日月曜日（祝）から25日金曜日まで第8回ハングル優秀商標選定大会の応募作を受け付けると発表した。優秀なハングル登録商標を募集して7件を選定し、10月のハングルの日の前後に授賞する予定である。

本イベントは、ハングル商標の出願と使用を奨励するために2016年から続いてきたもので、特許庁が主催し、文化体育観光部と国立国語院が後援する。応募と推薦は特許庁ウェブサイト（[www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr)）※から行われ、自分の登録商標を応募するか、他人の登録商標を推薦することができる。

※特許庁ウェブサイト→お知らせ→お知らせページ内のひな形と提出のメールアドレスを確認

応募と推薦の対象となる商標は、2023年8月時点で登録が有効なハングルで構成されている商標であり、他人の商標を模倣した商標や悪意のある商標冒認出願の疑い者が保有している商標、審判・訴訟等紛争中の商標、現在使用していない商標、類似の大会ですでに受賞した商標は、授賞対象から除外される。



受け付けられた商標に対しては、国立国語院により推薦された国語の専門家がハングルの規範性や固有性などの基準で評価した結果と特許顧客および審査官のオンライン投票結果を合算して美しい商標（文化体育観光部長官賞 1 件）、きれいな商標（特許庁長賞 1 件）、情を感じる商標（国立国語院長賞 5 件）を選定して授賞する。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「呼びやすくて覚えやすく、商品の特性を上手く反映したハングル商標は、良い商標になる可能性が高い」とし、「今回の大会を通じてハングル商標に対する関心が高まることを期待する」と述べた。

## その他一般

### 5-1 韓国特許庁、1999 年世界初電子出願を施行…昨年電子出願の割合 98.8%

韓国特許庁（2023.8.2.）

インターネット基盤電子出願サービス、政府イノベーションの最初事例に選定

アラブ首長国連邦（UAE）などの海外に輸出され、知的財産韓流ブームを起こしている韓国特許庁のインターネット基盤電子出願サービスが行政安全部主管の「政府イノベーションの最初・最高事例」公募で最初事例に選ばれた。

特許庁の関係者によると、特許庁のインターネット基盤電子出願サービスは、米国、欧州、日本等の主要国特許庁に先んじて 1999 年から世界で初めて開始※され、注目すべき成果も収めたことから、政府イノベーションの初の事例に選ばれたという。

※米国・欧州連合 2000 年、日本 2005 年

行政安全部は、利便性と行政効率性の面で優秀なイノベーションの成果が広く知られるよう、今年から全行政機関（政府官庁、自治体、教育庁）と公共機関を対象に「政府イノベーションの最初・最高事例」を公募し、広報してきた。今年 4 月の 1 次事例発表に続き、今回は 2 次選定結果を発表したわけである。

#### 【インターネット基盤電子出願サービスの開始および主な成果】

特許庁は 1992 年に「特許行政電算化 7 か年計画」を策定し、特許庁の業務全般に対する情報化企画を推進して 1999 年 1 月にオンライン特許行政システムの「特許ネット」をオープンした。出願から審査、登録、審判まですべての過程が電算化され、国民が手間を省いてオンラインで業務を処理できるようになった。

インターネット基盤電子出願の登場は、時間とコストを大幅に削減※し、このような利便性に支えられて昨年電子出願の割合が 98.8%に上るなど、出願人から好評を得ている。

※審査期間約 40%短縮：37 か月（1996 年）→21.3 か月（2001 年）、

出願人負担費用の減少：32 万ウォン（書類 100 枚基準、1996 年）→約 10 万ウォン（2001 年）

特許ネットサービスの開始後も利便性を最大化するため、特許庁は、2005 年に 24 時間 365 日電子要望サービスの提供や世界初の国際特許出願オンラインサービスの開始、2006 年に国民向け電子出願プラットフォームの「特許路」発足※、2020 年に世界初モバイルを活用した出願サービスの開始など、システムを持続的にアップグレードしてきた。

※特許ネットシステムのうち、国民向け電子出願プラットフォームを「特許路」と命名

#### 【特許行政システムの海外輸出の成果】

このような成果を基に、特許庁は特許行政システムの運営経験とノウハウを世界に発信している。発展途上国向けの情報化コンサルティングを行い、南米、中東およびアフリカ諸国などに公的援助の形態や当該国への予算支援を通じて特許行政システムの輸出も拡大している。

特許庁長は、「国民の便宜のために世界で初めて試み、持続的に発展させてきた特許行政システムが政府イノベーションの最初事例として認められたことにやりがいを感じる」とし、「これからも人工知能技術を積極的に活用した先端サービスを提供することで国民の便宜を引き続き高めていけるよう、多方面でのイノベーションを推進していきたい」と述べた。

一方、最初・最高事例に関する詳細は、行政安全部の政府イノベーションウェブサイト「イノベーション 24」（[innovation.go.kr](http://innovation.go.kr)）から確認できる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム